

## ＜研究抄録＞

# 中国港湾法にみる港湾政策の方向 — 国と地方、公と民 —

鈴木 純夫

## 1 中国港湾法の成立

2003年6月に成立し2004年1月から施行された中国港湾法は、各国の港湾法制の中でも極めて新しいものであり、成長著しい中国港湾の課題に対する対処方法を盛り込んだものとして興味深いものがある。途上国の経済発展の初期には、丁度現在のベトナム南部の港湾がそうであるように、国営企業や地方政府、軍などが港湾の開発、運営を行い、さらに最近では海外の港湾オペレータがそれに参加して、秩序なき競争状況を呈している。中国では、深圳経済特区などでこのような事態が深刻化し、港湾の開発、管理、運営のルールを定める必要性が高くなって1990年代から港湾法の調査研究が進められ、2003年に法制化が完了したものである。

この法律が制定された背景は、中国の港湾開発の進み方の多様性にある。中国では、1980年代に主要港で長期の滞船を生じ、円借款、アジア開発銀行等の融資により港湾整備が積極的に進められ、1990年代に入ると海外のターミナルオペレータとの合弁企業の設定によるコンテナターミナル整備が進められた。上海港では、ハチソンと上海港務局の合弁による上海コンテナターミナル会社が設立され（1994年および1995年に各1ターミナルが稼働）、また蛇口港では、P&O（現DPW）が蛇口コンテナターミナル公司に参加し（1994年）、さらに塩田港では、塩田港国際コンテナターミナルが稼働（1994年）した時期である。その後、経済成長とともに沿岸都市各所で港湾開発が進むと、各港の開発が競争的に秩序無く進み、投資者の権利と義務を明確にすることが大きな課題となってきた。

このため、中国港湾法は、港湾の計画、建設、維持、経営、管理及びそれに関連する活動について規定することを目的として制定され、中央と地方の役割、港湾運営事業の許可、港湾運営事業者の保護、義務、港湾計画の策定などを明確にして

いる。法制定の背景となっている理念は、政治（行政）と企業の分離、中央管理あるいは中央と地方の重複管理となっている港湾を、港湾の所在する地域の人民政府に委ねるものである。

この中国港湾法は、最近制定されたため、現在の港湾が抱える課題に対して対処するための条文が多く、現代港湾の開発、管理、運営のあり方を議論するうえで参考になるものと考えられる。ただし、この課題は経済成長の著しい中国での課題であり、中央政府の権限が比較的大きい中国での中央と地方の役割分担であることは、念頭に置く必要がある。

## 2 中国における港湾管理体制の変遷

中国港湾法の制定に関する法制工作委員会の解釈<sup>1</sup>によれば、建国（1949年）後、1954年4月に公布された「海港管理暫定条例」では、「政企合一」の理念の下に、海港には交通部が必要に応じて港務局を設置する。港務局は、港湾管理業務を行うとともに、独立採算の港湾経営企業とすると規定した。ただし、河川内の中小港湾については、港湾埠頭関連企業が港湾運営活動を行い、所管する地方政府の交通主管部門が港湾行政管理を行うと規定して、「政企分離」方針を採った。

しかし、1958年には方針が転換され、すべての港湾は地方政府の管轄下に置かれることとなった。ところが1964年になると、中央政府は中央集権を目指し、各港湾を交通部の管理に戻した。文化大革命の最中の1968年、港湾は再び地方政府管理に移行されたが、1973年には再度、主要港は中央の管理下に戻された。1980年代の滞船の悪化とともに、1984年から1987年の間に交通部の管理下にあった主要港37港（秦皇島港を除く）を地方政府に委譲し、中央と地方の重複管理とした。そして、港湾に要する費用は港湾収入で

1 中華人民共和国港湾法解釈 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会編 香川正俊訳 成山堂書店 平成17年2月

賄うという原則に立ち、地方政府が徴収した料金の一部を交通部に上納する仕組みが確立された<sup>2</sup>。

法律制定の解説では、この体制の問題は、第1に「政企合一」は独占を排して公平な競争を導入するという理念にあわなくなったこと、第2に中央と地方の重複管理では、結局中央の管理が強くなり地方の積極性を引き出せず、また、中央と地方の発令する政令に不整合が生じ港湾管理に悪影響があったことである、と指摘している。

### 3. 中国港湾法の規定する項目

中国港湾法<sup>3</sup>は全61条からなり、国の港湾主管部門、地方人民政府の港湾行政機関の決定、港湾計画の策定、港湾建設事業の許可、港湾施設の供用審査、危険物の取扱い、航路標識等付帯施設の整備、航路、防波堤との整備主体、港湾と連絡する道路、鉄道などの整備主体、港湾（ターミナル）運営の許可、港湾運営事業者の義務、港湾運営事業者の保護、港湾運営事業者の取るべき安全対策、港湾行政機関による監督検査、違反行為に対する罰則、などが規定されている。

（地方人民政府の管理に統一）

特徴的な点は、国の港湾主管部門は国務院の下にある交通部とし、各港湾は地方人民政府がその行政区域内の港湾を管理するとしたことである<sup>4</sup>。そして、港湾によって、所在する市、県人民政府、あるいは、省、自治区、直轄市人民政府が管理すると規定した<sup>5</sup>。大きな港湾は、省、自治区、直轄市人民政府が管理者となり、それ以外の港湾は、市あるいは県人民政府が管理者になるものと想定している。港湾管理者となるそれぞれの省、自治区、直轄市、県、市は、港湾の行政管理を具体的に実施する一部門を決定することとされた。

（全国計画と個別港湾計画の法定化）

法定計画は、全体的な港湾配置計画と各港の個別港湾計画とされ<sup>6</sup>、全体的な港湾配置計画は、国が全国について、省、自治区、直轄市がそれぞれ

の管轄区域について作成することとされており<sup>7</sup>、県および市は策定しない。個別港湾計画は各港の水域、陸域の開発計画、寄港船舶の船型、取扱い貨物量、施設整備の順序などについて計画するものであり、計画段階の環境影響評価が義務付けられ、各港の港湾行政機関が作成義務を負う<sup>8</sup>。

主要港<sup>9</sup>の個別港湾計画は、交通部が国務院の関係部門と関連軍事機関の意見を求めたのち、関係省、自治区、直轄市の人民政府と共同で認可し、公布、実施する。重要港湾<sup>10</sup>の個別港湾計画は、省、自治区、直轄市の人民政府が交通部の意見を求めた後に認可し、公布、実施する。その他の港湾の個別港湾計画は、港湾が所在する市、県人民政府の認可を受けた後に公布、実施し、所属する省、自治区、直轄市の人民政府に報告する。

（港湾建設の許可）

港湾の建設は、水深の深い水際線を利用する場合は、交通部および総合経済担当部の認可を得る必要があり、水深が深くない場合は、港湾行政機関の認可を得る必要がある<sup>11</sup>。また、港湾建設は国の技術基準へ適合する必要があること、環境影響評価を行わなければならないこと<sup>12</sup>が規定されている。また、供用に当たっては、国の規定に基づく検査を受けなければならない<sup>13</sup>とされている。

中国港湾法でユニークな規定は、港湾管理事務施設の建設の費用を港湾運営事業者に割り当てて

7 第9条 全国港湾配置計画は、交通部が国務院の関係軍事機関の意見を求めて策定し、国務院に報告し、認可後に交付、実施される。

8 第10条 個別港湾計画は、交通部が国務院の関係部門と関連軍事部門の意見を求めて策定する。

9 第11条 地理的な位置が重要で、取扱量が比較的大きく、経済発展に対する影響が比較的大きい港湾。主要港湾リストは、交通部が国務院の関係部門に対して意見を求めた後、決定し、公布する。

10 第11条 省、自治区、直轄市の人民政府は、交通部の意見を求めた後、当該地域の重要港湾を決定する。

11 第13条 個別港湾計画の区域内において、港湾内の水深が大きい水際線を使用して港湾施設を建設するときは、港湾行政機関が認可する。港湾における水深の大きい水際線の基準は、交通部が決定する。

12 第15条 認可を得る必要がある港湾建設事業に関しては、関係規程に基づく審査と認可手続きを行わなければならない。かつ国の定める基準及び技術的基準に適合しなければならない。港湾工事の実施にあたっては、法律に基づく環境影響評価を行わなければならない。

13 第19条 港湾施設建設事業はその竣工後、国の関係規程に基づく検査に合格したのち、供用されなければならない。

2 同前 第6条 [解釈] p14

3 Port Law of the People's Republic of China (Order of the President No. 5, 28 June 2003)

4 第6条 地方人民政府はその行政区域内の港湾管理を行う。

5 第6条 港湾行政機関を置くのは、省、自治区、直轄市、県、市と規程している。

6 第8条 港湾計画には、港湾配置計画と個別港湾計画が含まれる。

はならない<sup>14</sup>、とするものである。これは、行政部門の事務施設建設費用を進出企業に割り当てることを禁止するもので、これまでは広く実施され、慣行になっていたものと考えられる。

(公・民の役割分担の明確化、航路、防波堤、錨地等は公共が整備)

また、港湾運営事業への民間参加を図るため、公共と民間の役割分担を明確にし、公共用の航路、防波堤、錨泊地等の建設、維持の費用は関係地方人民政府が確保<sup>15</sup>すると定めている。さらに、港湾を有効に利用するための、航路、鉄道、道路、上下水道、電気、通信、などを確保するための措置を講じることが規定されている<sup>16</sup>。

(港湾運営事業主体の権利と義務)

港湾運営事業については、第3章に全10条において規定されており、本法が港湾運営事業の方法、運営主体の権利と義務に主眼を置いていることが伺える。港湾運営事業の許可は、港湾行政機関が行うことと規定され<sup>17</sup>、次いで許可の要件、手続きについての規定が置かれている。港湾における検数事業<sup>18</sup>については港湾運営事業とは別に規定が置かれ、事業者は許可を得ること、港湾荷役業務、保管業務との兼業禁止が規定されている。

港湾運営事業者の義務<sup>19</sup>として、交通部の定め

- 14 第18条 港湾内における関係行政管理機関の事務施設の建設は、個別港湾計画に適合しなければならない。その建設費用を港湾運営事業者に割り当ててはならない。
- 15 第20条 関係人民政府は、公共の利用に供する港湾施設の建設、維持管理のため、航路、防波堤、錨地等の基礎施設建設及び維持に要する資金を確保しなければならない。具体的な方法は國務院が定める。
- 16 第21条 関係人民政府は、港湾と連絡する航路、鉄道、道路、上下水道、電気、通信等の施設の建設が行われるよう措置しなければならない。
- 17 第22条 港湾を経営しようとする者は、港湾行政機関に港湾運営事業許可願を提出し、法律に従って産業商務省に登録しなければならない。港湾運営事業とは、ドックなど港湾施設の運営、港湾における旅客輸送、貨物の積み込み、積み下ろし、保管などのサービス提供、タグボートの運営を含む。
- 18 第25条 港湾において検数業務を営むときは、規程に照らして許可を得なければならない。港湾検数業務営業者は、公正で正確な検数業務を行わなければならない。本法第22条第3項に規程する貨物荷役業務と保管業務の経営を兼ねてはならない。
- 19 第26条 港湾運営事業者は、交通部の関係港湾作業規則を遵守し、契約で合意された事項を履行し、顧客に対して公平で良好なサービスを提供しなければならない。港湾旅客輸送サービス業務を営むものは、旅客の安全に有効な措置を講じなければならない。旅客に対し、迅速で便利なサービスを提供し、船舶待合室の良好な環境を確保しなければならない。港湾運営事業者は、環境

る関係港湾作業規則の遵守、顧客に対する公平で良好なサービス提供、旅客の安全に対する有効な措置、良好な環境の確保、環境保護関連の有効な措置の実施、環境汚染と危険の防止などを課している。また、港湾運営事業者に対し、非常時の協力義務<sup>20</sup>も課している。

(港湾料金に対する指導)

港湾料金<sup>21</sup>については、政府が価格を指導あるいは決定すると規定しており、港湾運営事業者はその規定に従う義務、また、そのサービス料金を公表する義務があると規定している。さらに、港湾運営事業者に対して統計資料の提出を義務付けている<sup>22</sup>。一方、港湾運営事業者の適法な権利は法律上の保護を規定し、いかなる組織や個人も港湾運営事業者に対し費用の割り当てあるいは違法な費用の強制徴収<sup>23</sup>が出来ないと規定している。

港湾運営事業者は、港湾の安全の確保に関して有効な措置を講じ、緊急時を想定した対応策、実施体制を確保しておくこと<sup>24</sup>が求められている。一方、港湾行政機関は、危険物事故等を想定した応急対応策を策定し、事故発生時に緊急救助体制を整えること<sup>25</sup>が要求されている。

(海事行政機関の設置)

保護関連の法律、規定に照らして有効な措置を講じ、環境汚染と危険を防止しなければならない。

- 20 第27条 港湾運営事業者は、緊急時に必要な物資、災害救援に必要な物資と国防上緊急を要する物資の取扱いを優先しなければならない。
- 21 第28条 港湾運営事業者は、その運営する事業に係るサービス及び料金を公表しなければならない。公表しないときは料金徴収を行うことができない。港ネイ事業にかかる料率は、法に基づき政府が指導あるいは決定し、港湾運営事業者はその規定に従って料金を徴収しなければならない。
- 22 第30条 港湾行政機関は「中華人民共和国統計法」と関係行政法規の規程に照らして港湾運営事業者に対し、統計上の資料の提供を求め、港湾運営事業者は正確な資料を提供しなければならない。
- 23 第31条 港湾運営時御者の適法な権利は法律上の保護を受ける。いかなる組織や個人も港湾運営事業者に対し、費用の割り当てあるいは違法な費用を強制徴収できず、経営自主権を違法に侵害してはならない。
- 24 第32条 港湾運営事業者は作業の安全管理を強化し、安全な作業を確保するための責任体制及び規則を整備し、作業の安全確保を絶えず向上させ、作業の安全のために有効な措置を講じ、作業の安全確保に努めなければならない。
- 25 第33条 港湾行政機関は、危険物取扱いに対して、事故を想定した応急対応策を準備するとともに、重大事故の発生に伴う旅客の緊急避難と救助のための計画、および自然災害への対応策を策定しなければならない。また、重大事故に対処する緊急救助体制を確立しなければならない。

港湾行政機関とは別に、海事行政機関が置かれており、入出港届けはこの海事行政機関に提出することが義務付けられている<sup>26</sup>。海事行政機関は、入出港届けの受理不受理を判断し、速やかに港湾行政機関に通知しなければならない。また、港湾における危険物荷役等を行う場合は、事前に港湾行政機関に通知しなければならない。港湾行政機関は適否の判断を回答するとともに、海事行政機関にその決定を通知しなければならない<sup>27</sup>、とされている。海事行政機関は、海事法（Maritime Code）第6条に基づく国の出先機関である。

（港湾労働の安全確保、環境保全行政の実施）

港湾行政機関の役割として、港湾安全対策、緊急時対応策を講じるほか、港湾作業の安全確保状況に対する監督、検査、是正命令を行うこと<sup>28</sup>、滞船滞貨への対策を講じること<sup>29</sup>、管理する港湾の使用規則を策定し、それを公表すること<sup>30</sup>、などが義務付けられている。また、港湾水域内においては養殖、及び栽培を行うこと、土砂等を投棄することが禁止されており、有害物質の排出の禁止<sup>31</sup>もこの港湾法で規定されている。

（国の機関が本法に違背する場合の処分）

第5章では、全13条を置いて本法に違背した場合の是正命令、罰金等を定めている。そのうち第56条は、国の交通主管部門、各港の港湾行政機関、海事行政機関が本法に違背する場合のあることを想定し、担当者の行政処分を定めている<sup>32</sup>ことは興味深い。

26 第34条 船舶が港湾を出入するときは、海事行政機関に対して報告しなければならない。海事行政機関は報告を受けた後、速やかに港湾行政機関に通報しなければならない。

27 第35条 港湾内において危険貨物の積み下ろし等の作業を行うときは、危険貨物の名称、特性、梱包及び作業時間、場所を港湾行政機関に報告しなければならない。港湾行政機関は同意、不同意を決定して報告者に通知し、かつ海事行政機関に通報しなければならない。

28 第36条 港湾行政機関は、港湾作業安全状況に対する監督検査を行わなければならない。

29 第40条 旅客や貨物が滞留し、港湾が閉塞状態にあるときは、港湾行政機関は速やかにそれを解消する措置をとらなければならない。

30 第41条 港湾行政機関は、管理するこの使用規則を策定し、公表しなければならない。

31 第37条 港湾水域内において、養殖及び栽培を行うことを禁止する。港湾において、港湾の安全に危険が及ぶ可能性のある採掘、爆破等を行ってはならない。港湾水域に土砂、砂利を投棄すること、環境保護に関する法律、法規に違反し、基準を超えた有毒又は有害物質を排出することを禁止する。

32 第56条 国の交通主管部門、港湾行政機関あるいは海事行政機関が法に定める職責を履行せず、次に掲げる行為の一つに該当するときは、その主務責任者及びその他責任ある者を、法に基づき行政処分する。（次に掲げる行為一略）

## 4. 中国港湾政策の方向

新たに制定された港湾法の条文から判断すると、政策の方向は国民経済の発展の為に大水深の港湾施設の供給を促進しようとするものであり、また、港湾の開発、管理、利用の合理化によって国際競争力の強化を図ろうとするものである。そのために水際線の有効利用、民間投資の誘導を図り、港湾の公共インフラ整備に公共資金を投入することを規定している。

港湾を完全に独立採算とする政策は、EUなどで何度か提言されているが、各国の経済競争力に直結することから、EU内でも全体合意には至っていない。米国内でも州によって港湾の開発・管理に対する政策は異なっており、一枚岩ではない。中国が、港湾の開発、管理に対する制度を確立したことにより、ソフト面でも港湾強化の体制が整ったと言えよう。

（すずき すみお 国際港湾政策研究所長）

参考資料：

1. 中華人民共和国港湾法解釈 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会編 香川正俊訳 成山堂書店 平成17年2月

2. Port Law of the People's Republic of China (adopted at the 3rd Meeting of the Standing Committee of the Tenth National People's Congress of the People's Republic of China on June 28, 2003, promulgated by Order No.5 of the President on 28 June 2003, and effective as of January 1, 2004.)

3. Maritime Code of the People's Republic of China (adopted at the 28th Meeting of the Standing Committee of the Seventh National People's Congress on November 7, 1992, promulgated by Order No. 64 of the President on November 7, 1992, and effective as of July 1, 1993)

Box 中国港湾法の各条要旨

## 中華人民共和国港湾法

2003年6月28日 第10回全国人民代表大会常務委員会第3回会議議決、主席令第5号公布、

2004年1月1日 施行

## 第1章 総則

- 第1条 目的（港湾管理を強化し、港湾の安全と経営秩序を維持し、当事者の適法な権利の保護及び港湾の建設と発展を促進）
- 第2条 適用範囲（港湾計画、建設、維持、経営、管理及びそれに関連する活動）
- 第3条 港湾の定義（一定範囲の水域と陸域）
- 第4条 港湾資源の保護と合理的な利用に対する国务院と地方人民政府の義務
- 第5条 建設投資、港湾運営事業の奨励、投資者の適法な権利の保護
- 第6条 国务院の港湾主管部門と地方人民政府の港湾行政機関

## 第2章 港湾の計画と建設

- 第7条 港湾計画の策定方針、専門家の意見の聴取、環境影響評価の実施
- 第8条 港湾配置計画（全国、省、自治区、直轄市）と個別港湾計画（個別港湾毎）
- 第9条 港湾配置計画の策定主体、認可、公布、実施
- 第10条 個別港湾計画の策定主体（港湾行政機関）
- 第11条 主要港の個別港湾計画の認可、公布、および省等の重要港湾の個別港湾計画の認可、公布
- 第12条 港湾計画の改訂
- 第13条 水深が大きい水際線を使用して港湾施設を建設する場合の国务院の認可
- 第14条 港湾計画に反するいかなる港湾施設の建設禁止
- 第15条 港湾建設事業の国の基準及び技術基準への適合、環境影響評価の実施
- 第16条 土地と水域を使用する港湾建設の関係法律への適応
- 第17条 港湾における危険貨物作業所と衛生処理実施専用場
- 第18条 航路標識及びその他の補助施設の整備、港湾内における関係行政管理機構の事務施設の建設費用の割り当て禁止
- 第19条 港湾施設の供用開始手続き
- 第20条 港湾の公共用航路、防波堤、錨地等の建設及び維持に要する資金の確保義務（関係人民政府）
- 第21条 港湾と連絡する航路、鉄道、道路、給排水、給電、通信等の施設の建設（関係人民政府）

## 第3章 港湾運営事業

- 第22条 港湾運営事業の許可
- 第23条 港湾運営事業許可の条件
- 第24条 港湾行政機関による許可あるいは不許可の決定
- 第25条 検数業務の許可
- 第26条 港湾運営事業者の関係法律、法規を遵守義務
- 第27条 応急的復旧、災害救援、国防建設上緊急を要する作業の優先手配義務
- 第28条 料金項目及び料金基準の公表義務、政府による価格指導あるいは価格指定の遵守義務
- 第29条 独占行為と不正競争行為の禁止
- 第30条 港湾行政機関による統計提供指示、港湾運営事業者の統計資料提出義務
- 第31条 港湾運営事業者に対する費用の割り当てあるいは違法な費用の強制の禁止

## 第4章 港湾の安全と監督管理

- 第32条 港湾運営事業者の安全対策義務、緊急時対応策の策定の義務
- 第33条 港湾行政機関の緊急時対応策の策定義務
- 第34条 海事行政機関への入出港届けの提出、港湾行政機関への回報
- 第35条 危険貨物の積み卸し、はしけ取り作業の報告義務
- 第36条 港湾行政機関による港湾安全確保状況に対する監督、検査、是正命令
- 第37条 港湾水域内における養殖及び栽培の禁止、採掘、爆破等の禁止、土砂等の投棄の禁止、有毒又は有害物質の排出の禁止
- 第38条 橋梁、海底トンネル、水力発電所等、港湾に影響を及ぼす恐れのある工事の協議義務
- 第39条 水上交通安全に関連する法律等に基づく水先案内の申請
- 第40条 滞船滞貨への対策を講じる義務（港湾行政機関）
- 第41条 管理する港湾の使用規則の策定、公表義務（港湾行政機関）
- 第42条 本法の実施状況の監督検査（港湾行政機関の職責）
- 第43条 監督検査員による監督検査、港湾行政機関への報告
- 第44条 被検査事業者等の監督検査への協力義務

- 第5章 雑則、罰則
- 第45条 地方人民政府あるいは港湾行政機関による是正命令
- 一 港湾計画に反する港湾施設の建設
- 二 認可を得ない港湾施設の建設、港湾内の水際線の使用
- 第46条 無認可で港湾に危険貨物作業場及び衛生処理実施専用場を建設した場合の是正命令、罰金
- 第47条 港湾施設が、査収合格を得ずに無断で使用されたときの是正命令、罰金
- 第48条 次に掲げる行為に関する処分、罰金
- 一 許可を得ず港湾運営事業に従事したとき
- 二 許可を得ず港湾検数業務を経営したとき
- 三 港湾検数業務経営者が貨物荷役業務と保管業務の経営を兼営したとき
- 第49条 港湾運営事業者が法第27条の義務を果たさない場合の処分
- 第50条 港湾運営事業者が独占行為あるいは不正競争行為を行ったときの処分
- 第51条 港湾運営事業者が法第32条の安全生産に関する規定に違反したときの処分
- 第52条 船舶が港湾を出入するとき法第34条の規定による違背した時の処分
- 第53条 法第35条に違背して港湾内で危険貨物の積み卸し等を行ったときの処分
- 第54条 法第37条に違背して港湾水域内で養殖、栽培行為等を行った者に対する処分
- 第55条 法第37条に違背して採掘、爆破、土砂投棄等を行った者に対する処分
- 第56条 国の交通主管部門、各港の港湾行政機関及び海事行政機関等が、次に該当した場合の処分
- 一 法に違背して、港湾施設の建設、危険貨物の積み卸し等を認可したとき
- 二 合致しない申請者に対し、港湾運営事業等の許可を付与したとき
- 三 経営許可を取得した港湾運営事業者等が許可条件を失った時直ちに許可証を没収しないとき
- 四 本法の規定に違反する行為に対し、監督検査と処理に係わる職責を果たさないとき
- 第57条 行政機関が港湾運営事業者の経営自主権を違法に侵害した場合の処置
- 第6章 附則
- 第58条 外航船の就航する開港に対する国务院の認可
- 第59条 漁港の管理業務（地方人民政府の漁業行政管理部門が実施責任を負う。）
- 第60条 軍港の建設と管理（国务院及び中央軍事委員会が定める。）
- 第61条 法の施行（2004年1月1日）